



発行所 秋田魁新報社
〒010-8601
秋田市山王臨海町1番1号
©秋田魁新報社 2019年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

电子版

www.sakigake.jp

モバイル

m.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、「秋田魁新報」電子版「さきがけMOBILE」をご覧ください。

旧優生保護法 違憲

仙台地裁判決 賠償は認めず

旧優生保護法(1948(96年)下で知的障害を理由に不妊手術を強いられた宮城県60、70代の女性2人が国に計7150万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁(中島基至裁判長)は28日、旧法は違憲との判断を示した。一方で請求は棄却した。全国7地裁で起こされた同種訴訟で初めてこの判決。原告側

は不妊を強いた旧法を違憲と訴え、国側は旧法の違憲性への認否を示さず賠償責任を否定していた。今年4月、被害者に一時金320万円を一律支給する救済法が議員立法で成立、施行された。安倍晋三首相が反省とおわびの談話を発表したが、国の責任には触れられなかった。各地の被害者は、国の直接的な謝罪と十分な補償を求めて裁判を続ける。

原告側は「子を産み育てるかどうかの自己決定権を奪った旧法は、幸福追求権を定めた憲法13条、法の下の平等を保障する憲法14条に違反する」とし、国が救済の立法措置を怠ったと主張した。



旧優生保護法下での強制不妊手術を巡る訴訟の判決を受け、「不当判決」と書かれた垂れ幕を掲げる原告側弁護士＝28日午後3時3分、仙台地裁前

国側は「被害者は国家賠償法で補償を求めることができ、救済立法の義務はなかった」と反論。手術は40年以上前で、損害賠償請求権の消滅する除斥期間(20年)を経過したとして、請求棄却を求めた。

原告側は「子を産み育てるかどうかの自己決定権を奪った旧法は、幸福追求権を定めた憲法13条、法の下の平等を保障する憲法14条に違反する」とし、国が救済の立法措置を怠ったと主張した。